

行革審分科会A「公共施設(指定管理施設)に関する検討」にあたって

1) 検討のフロー ……分科会の論理の展開は、先ず「仮説」を定めその仮説の「証明作業」を実施

*【市に独自評価資料を提出要請】→【課題の発見・委員相互の共通認識】→【明確な評価基準を設定し検討】

(1)市独自評価の確認と各委員が問題視する事項の共通認識を行う

→市が自ら実施した「公共施設評価」に関する資料の提供を受け内容を確認。その上で各委員がそれぞれ課題の整理を行い、分科会全体で発表・意見交換。

(2)評価の実施と削減見込み額の試算

→市の「公共施設管理費見直し方針」を尊重しつつ、明確な判断基準として「評価視点」を設け検討を行う。
その際、公共施設の現状について、A:定量的、B:定性的、C:管理形態の側面から評価を行い、総合的に検討結論を導き、その結論区分に従い削減見込み額を試算。

2)評価の視点

*【先に決定をみた10項目の視点、市の見直し方針をベースにしつつ、13項目の視点で議論深化】

⇒民間ビジネス視点(損益、生産性、経営マネジメントなど)や民間に委ねる場合の手段改革からの評価を実施。

A:定量評価

- ①直近3カ年の収支率の推移
- ②直近3カ年の収支差額の推移
- ③直近3カ年の利用者数の推移

B:定性評価

- ①利用者の分布
- ②利用者の満足度
- ③近接に類似施設・機能の存在
- ④管理コストのバランス・適正性
- ⑤行政関与の必要性(行政以外の担い手の存在有無)
- ⑥施設の存在意義(政策目的の観点)

C:当該施設に適した管理運営形態

- ①職員関与の縮小、転籍の可能性
- ②経費削減の可能性
- ③施設状況の維持の必要性
- ④サービス向上の可能性
- ⑤市民参加・やりがい創出の可能性

※参考「市公共施設管理費見直し方針」における検討の視点

- ①政策目的の達成度と今後の必要性
- ②利用者満足度の状況
- ③利用料収入と運営コストのバランス
- ④収支差額の状況と市民の理解
- ⑤将来の設備投資の見込み
- ⑥近接に類似施設・機能の存在
- ⑦利用料金とサービス水準
- ⑧管理形態の適切性、民間への移行可否
- ⑨経営改善のための抜本策の有無

3)見直しの方向性の分類

13つの視点で検討 → 現状の指定管理者制度に捉われず、9つの検討結論の区分に分類

上記2)の13項目の視点での評価結果から、施設の特性を勘案しつつ総合的に議論し、検討結論を次の8つに区分する。考え方の根底には、「官」に「民」の経営スタイル・思想の積極的導入、損益黒字化への転換、多様な担い手との協働を据え、現状の指定管理者制度に捉われない柔軟な発想で見直しの方向性を示す。

A:「現状の指定管理者制度のまま継続」…不断の見直しを行いつつ継続

B:「見直し継続」

- (1)直営に戻して見直し継続
- (2)管理コストを見直して継続
- (3)現状の指定管理者制度以外の手法を導入して継続
 - ①完全民営化(売却・移譲)
 - ②公設民営化(独立採算型、貸付等)
 - ③新たな協働型指定管理制度
 - ④その他
- (4)統合

C:「廃止」…政策目的は果たした、今後の必要性無し、収支改善の見込み無し等